



今年も残すところ1ヶ月となりました。年々1年が終わるのが早く感じられますね。

つい無理をしがちな年末ですが、適度に休息を入れ、体調を整えて新たな年を迎えましょう。皆様どうぞよい年末をお過ごしください。

～下請法改正 令和8年1月から～

令和8年1月1日より、下請法が改正されます。取引の透明性や公正性を高めるために、適用範囲の拡大や価格協議の義務化などが行われ、約20年ぶりの抜本的改正となります。

【用語の変更】

改正前「下請法」	改正後「取適法」
下請代金支払遅延等防止法	「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」
下請代金	製造委託等代金
親事業者	委託事業者
下請事業者	中小受託事業者

この改正で、適用対象となる取引や事業者の範囲が拡大され、製造業だけでなくデジタル産業や新興企業も含めた幅広い取引が対象となります。建設業については、建設工事の請負は建設業法が基本ですが、一方で設計・資材製造・BIMや測量データなどの成果物・役務の委託は、内容に応じて下請法（2026年1月以降は取適法）が関わります

【取適法の対象取引の範囲】

取引の内容	委託事業者（親事業者）	→中小受託事業者（下請事業者）
・物品の製造委託・修理委託・特定運送委託	①資本金3億円超	資本金3億円以下の法人
・情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理に限る)	②資本金1,000万円超 3億円以下	資本金1,000万円以下
	③常時使用する従業員 300人超	常時使用する従業員数が300人以下（※個人含む）
・情報成果物作成委託・役務提供委託 (プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管、情報処理を除く)	④資本金5,000万円超 5,000万円以下	資本金5,000万円以下
	⑤資本金1,000万円超 100人超	資本金1,000万円以下
	⑥常時使用する従業員 100人以下	常時使用する従業員 100人以下（※個人含む）

※売り手負担の振込手数料が禁止に※

従来より「下請事業者の責に帰すべき理由がないのに、下請代金の額を減ずること」は禁止されていました。ただし「書面で合意」していれば振込手数料を下請代金から差し引くことは認められていました。一方、改正後の取適法では、「合意の有無にかかわらず代金から振込手数料を差し引くことが禁止されます。

このため、取適法が適用される取引に関して、振込手数料を中小受託事業者（下請け業者）が負担することを書面で合意していても、取適法に違反することになるのです。取適法の対象となる取引で売手が振込手数料を負担している場合は早急に見直しが必要となるので、ご注意ください。

改正取適法では、他にも手形払い等の禁止・遅延利息の支払義務等も改正で追加されています。

詳細は中小企業庁・公正取引委員会のHPをご確認ください。

令和7年度年末調整～マイカー通勤手当の非課税限度額引き上げ～

年末調整の時期となりましたが、今年は改正事項が多く例年以上に注意すべき点があります。

基礎控除や扶養控除の改正詳細については優経通信バックナンバー（VOL159.162.163）でもお伝えしておりますので、弊所HPからご参照ください。

また、自動車等のマイカー通勤手当の非課税限度額を引き上げる改正所得税法施行令が11月19日に公布されました。

令和7年4月以後の通勤手当に遡り適用されます。従業員に改正前の非課税限度額を超えて通勤手当を支給しており過納となる税額がある場合には、年末調整で精算が必要となります。

対象者がいる場合は退職済の方も含めて計算し、退職者には源泉徴収票の再発行を行いましょう。

【マイカー通勤手当の非課税限度額】

通勤距離区分（片道）	課税されない金額（非課税限度額）	
	改正前	改正後（令和7年4月1日以後適用）
2km未満	(全額課税)	(全額課税)
2km以上10km未満	4,200円	4,200円
10km以上15km未満	7,100円	7,300円 (+200円)
15km以上25km未満	12,900円	13,500円 (+600円)
25km以上35km未満	18,700円	19,700円 (+1,000円)
35km以上45km未満	24,400円	25,900円 (+1,500円)
45km以上55km未満	28,000円	32,300円 (+4,300円)
55km以上	31,600円	38,700円 (+7,100円)

◆◆消費税2割特例適用期間について◆◆

令和5年10月に開始した消費税のインボイス番号登録制度について、まもなく丸3年を迎えようとしています。

インボイス番号のない事業者と取引を行っても80%は消費税を控除できる通称「80%軽減制度」は令和8年9月30日までとなり、10月1日以降の取引は「50%軽減」へと段階的に控除額が減額されていく仕組みとなります。

一方で、本来免税事業者（基準期間の課税売上げ1000万未満の事業者）がインボイス番号を登録し消費税を納税している場合は、納税する消費税について、売り上げにかかる消費税の2割を納税で選択できる通称「2割特例」については、令和8年9月30日の属する事業年度まで適用できます。個人事業主であれば令和8年12月まで、法人で末日決算の場合は最長で令和8年9月～令和9年8月末決算が2割特例に該当するという事になります。その後に簡易課税制度を利用する場合は、「簡易課税制度選択届」を開始事業年度の前日までに届け出る必要がありますのでご注意ください。

今月のあなたの運勢			
✿血液型編✿			
A型	B型	O型	AB型
丁寧な姿勢が幸運を招く月。誠実な行動が確かな成果へ導く月になるでしょう。	直観が冴えわたり、新たな挑戦が思いがけない成功を呼びます。ただし落ち着いた判断が必要です。	出会い運が上昇し、積極的行動が新たなご縁へと繋がるでしょう。いつも笑顔の月に。	柔軟な発想が光り、停滞していた流れが一気に解消します。想像力を高めて行動してみましょう。



優経税理士法人

～（経済産業省認定）経営革新等支援機関です～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂4階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp ⌂http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽に
お問い合わせください。
スタッフ一同、心より
お待ちしております。